

令和5年4月7日  
法務省矯正局

**公共サービス改革法に基づく民間競争入札実施要項案(刑事施設の運営業務民間競争入札実施要項)に対する意見募集結果について**

刑事施設の運営業務民間競争入札実施要項(案)について、令和5年2月16日(木)から令和5年3月1日(水)まで意見募集を行いましたところ、8名から92件の御意見をいただきました。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 御意見の受理状況

・電子メールによるもの	8通
・郵便等によるもの	0通
合 計	8通

2. 主な御意見の内容及び御意見に対する法務省の考え方  
別紙のとおり

3. 参考資料

- 「刑事施設の業務民間競争入札実施要項(案)」
- 「従来の実施状況に関する情報の開示」

○パブリックコメント御意見 意見提出=8名

項	資料名	頁番号	項目	御意見	回答
1	実施要項(案)	3	1(4)	委託費の支払いについて契約締結から業務の開始までの間について委託費の支払いを行わないことについて、新規事業者の参入が難しい要因の一つであると思料する。今後の適正な競争のためにも準備期間においても委託費の支払いが可能となるよう、ご検討願いたい。	御意見として承ります。
2	実施要項(案)	3	1(4)ウ	健康診断費は実績に応じた精算支払い、「実施した人員又は回数に契約書に定める金額を乗じた額とする。」とあることから、健康診断費の単価が定められていると思われませんが、健康診断の内容が変更になった場合はこれに応じて単価も変更となるのでしょうか？ 具体的に言いますと、医療業務の要求水準の中に、厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく検診を実施する。と定められていますが、指針の変更に伴い、診断内容が変更され、単価が増額となった場合に契約書に定める単価も増額できるのかという事です。指針の変更で新たな診察項目が追加される場合を民間事業者が想定する事は不可能であり、診察項目の追加による診察費の増額が物価改定の指標に反映される(されない可能性もあり)のは早くて翌年度、物価改定条項が適用された場合にさらに翌年度となり、その間は民間事業者の持ち出しとなります。	国の指針は法令として取扱い、法令変更による増加費用及び損害の負担については、実施要項1(5)ウのとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
3	実施要項(案)	3	1(5)ウ	法令変更による増加費用について言及がありますが、物価上昇や賃金上昇に伴う増加費用についても、国が示す指標(賃金上昇率等)を定めて採用検討を頂けないでしょうか。	必要に応じて入札公告時に提示します。
4	実施要項(案)	4	3(9)	3(9)入札参加グループの入札についての条件を満たしていれば、代表企業が総括マネジメント業務を受託しなくても良いと理解して良いでしょうか？	要求水準等を満たす限りにおいて、提案によります。
5	実施要項(案)	4	3(9)	「入札参加グループで参加することができる。」とは、JVでなくコンソーシアムでも参加可能という認識でしょうか。 要求水準書に各種システムを構築し運用することが記載されており、当該業務を実施するために、グループ企業としてITベンダ、保守会社、リース会社(システム用機器等を保有し貸し出す)が参加することが想定されます。 入札参加業者の参入障壁を取り除くために、システム関連において一般的に契約されているコンソーシアムでの参加も可能とすべきと考えます。	実施要項等に記載のとおりです。 代表企業及びグループ企業からなる入札参加グループでの参加を認めております。
6	実施要項(案)	5	4(1)	今回ご提示いただいた民間競争入札実施要項(案)や別冊「要求水準書」等の中には、令和7年度からの次期事業における情報システムに関するアプリケーションの構築、HW・SWの要件・仕様、台数、設置箇所、設備要件などの詳細な記載がございませんが、入札参加資格を確認できた者に対して、情報システムに関する詳細な要件・仕様が書かれた文書を貸与いただける又は閲覧できるという理解でよろしいでしょうか。 また、当該情報システムに関する詳細な要件・仕様書に対して、意見、確認、質問等の機会はいただけるのでしょうか。	入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
7	実施要項(案)	11	5(1)イ(ア)①【加点項目②】ワークライフバランス等推進企業に関する評価	11ページの評価のポイント欄の最下行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の法律番号を記載したほうがよい。	御指摘の部分について、修正しました。

項	資料名	頁番号	項目	御意見	回答
8	実施要項(案)	12	5(1)イ(ア)○【加点項目②】 ワークライフバランス等推進企業に関する評価	12ページの評価のポイント欄の10行目「若者雇用促進法」は「青少年の雇用の促進等に関する法律」のことか？	御指摘の部分について、修正しました。
9	実施要項(案)	12	5(1)イ(ア)○【加点項目②】 ワークライフバランス等推進企業に関する評価	評価基準にユースエール認定がありますが、本認定は中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)を対象としています。本事業を実施する企業は主に大企業が中心となると考えますので、異なる指標を検討して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
10	実施要項(案)	13	5(2)ア	13ページの価格評価点の計算結果の小数点以下の数字はどのように取り扱うのか？	可能な範囲で活用いたします。
11	実施要項(案)	12～13	5(1)イ(ア)○【加点項目②】 賃上げの実施を表明した企業等	構成企業という文言が複数箇所ありますが、構成企業の定義を入札公告までにお示ください。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
12	実施要項(案)	14	7	情報システムの機器類においては、導入後5年～7年で保守サポート期限が切れる(機器更新する必要がある)ことが一般的なので、無償で使用させることにそぐわないかと存じます。 (保守サポート期限が切れた機器を提供する可能性が高くなります) また、「本業務の実施に当たり必要な設備、什器・備品(これらに係る消耗品を含む。)」については、民間事業者の責任と費用負担において整備するものとする。」の(費用負担の)意味ですが、委託費に含めるという理解でよろしいでしょうか。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
13	実施要項(案)	18	9(5)サ	(ア)(イ)(ウ)共に、国に通知する必要はないように思います。特に(イ)は、いわゆる5%ルールに基づき、当該株主が大量保有報告書の報告義務を負うところ、法人側でそれを随時ウォッチすることは事務負担が極めて大きいです。	御指摘の部分について、修正しました。
14	実施要項(案)	18	9(5)サ	民間事業者の役員に変更があった場合は国に通知するとありますが、これは、SPCを設立した場合という理解でしょうか。それとも実務を担う企業ごとの役員という理解でしょうか。後者であれば、大企業になればなるほど役員の数も増えることから、役員等の変更における通知の緩和(代表取締役の変更に限る等)をお願いできないでしょうか。	御指摘の部分について、修正しました。
15	実施要項(案)	19	9(5)ス	「国は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。」として、(ア)～(エ)を規定しており、該当がない限り解約しないと推察されますが、国の都合で解約した場合は民間事業者は損害金を請求することができる等の取り決めもしておくべきと考えます。各種システムを構築する等、民間事業者に先行投資が発生しますが、国の都合で解約があり損害金を回収出来ないとなると、その分をリスク費として見込む必要があり、契約額が増加する可能性があるためです。	入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
16	実施要項(案)	22	12(4)イ	医療業務において、被收容者の責めに帰すべき事由による健康診断及び理学療法、作業療法の事故に起因する損害は国と書かれていますが、理学療法及び作業療法は医療業務の要求水準に定めがなく、本項目の対象外と思われるため、入札公告において除外願います。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。

項	資料名	頁番号	項目	御意見	回答
17	実施要項(案)	22	12(4)イ	一覧表に作業業務が存在しません。作業業務における技術指導及び安全衛生管理等指導中の被収容者の責めに帰すべき事由による事故の増加費用及び損害の負担は国である旨を入札公告において追加願います。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
18	実施要項(案)	22	12(4)イ	医療業務の中に理学療法、作業療法とありますが記載間違いではないのでしょうか。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
19	実施要項(案)	-	-	実施要項と要求水準において、「受刑者」と「被収容者」で単語が使い分けられていますが、その理由・主旨が分かりません。同義であれば、法律名称等変更が出来ないものを除き、入札公告において「受刑者」に統一願います。刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律によれば、被収容者とは刑事施設に収容されている者をいい、受刑者とは懲役受刑者、禁錮受刑者又は拘留受刑者をいいます。従って被収容者と書かれている項目においては、文面上、未決拘禁者等も含まれる事になります。次期事業において未決拘禁者等も収容対象とするのであれば、民間事業者にとって参画判断に大きな影響を与えるものになります。	原案のとおりとします。 その他、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
20	実施要項(案)	-	-	多くの業務でVRやメタバース等活用を求められているが、そのためには充実したネットワーク環境の整備が必要不可欠であり、それらに耐え得るインフラ整備が整っている前提となる。インフラの整備に当たってはご協力願いたい。	御意見として承ります。
21	実施要項(案)別紙1		2 組織図及び職員配置	組織図の長が所長となっていますがセンター長ではないのでしょうか？	原案のとおりとします。
22	実施要項(案)別紙1		4 収容状況及び収容対象	収容対象者について男女とも、老衰が認められる高齢者ではないことと書かれていますが、具体的な年齢を示していただきたい。	原案のとおりとします。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
23	実施要項(案)別紙1		4 収容状況及び収容対象	別紙1の2枚目の「女子美称社会復帰促進センター対象者」は収容対象欄の「女子」のことを指しているのか？	貴見のとおりです。
24	実施要項(案)別紙2			別紙2の意識調査アンケートの1ページの「20代」は「20歳代」のほうがよい。別紙1の3枚目の例と同様に。	御意見として承ります。
25	実施要項(案)別紙2			別紙2の意識調査アンケートの1ページの2の「慰謝料」は民事に係るものであり本アンケートの対象としては適当ではない。	御意見として承ります。
26	実施要項(案)別紙2			別紙2の意識調査アンケートの5ページの10(1)丸数字10の「高校」は「高等学校」のほうがよい。正式な名称で。	御意見として承ります。
27	実施要項(案)別紙3			前期事業及び類似事業と比較すると、違約金算定の比率が約2~3倍に高くなっていると考えます。官民連携事業に関しては、リスクとリターン設計が重要であると考えますので、民間事業者にとってリスクが高くなる設計をするのであれば、民間にリターンが入るような設計も検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

項	資料名	頁番号	項目	御意見	回答
28	実施要項(案)別紙3		(1)【共通】	別紙3の2枚目の18行目「懈怠により」は「懈怠による」のほうがよい。同28行目と同様に。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
29	実施要項(案)別紙3		(1)【施設維持管理業務】	別紙3の2枚目の23行目「不備等により」は「不備等による」のほうがよい。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
30	要求水準書(案)	2	第1編 総則 第2 収容対象	「国は、センターの収容定員及び収容対象を変更しようとするときは、あらかじめ民間事業者と協議を行うことができる。」とあります。後に解釈の相違を生まないために「協議を行わずに変更することはできない」旨を明記いただきたい。	原案のとおりとします。
31	要求水準書(案)	2	第2編 概要 第3 体制 1 実施体制	「本事業は、業務分野が非常に幅広いことから、業務領域が不明確な業務にも迅速に対応する」とされている点に関して、緊急性の高いもの等は、その一次対応を求める趣旨と理解しており、民間事業者内での隙間業務を極力なくすよう努めるものの、民間事業者側に過度の負担が発生しないようにご配慮いただきたいと思います。民間事業者による一時的な対応を前例とせず、業務領域が不明確な業務は、国と民間事業者との協議により、その所掌を決めていくことを記載いただきたいと思います。	原案のとおりとします。
32	要求水準書(案)	3	第2編 概要 第3 体制 4 職員名簿の提出及び承認	名簿に健康診断書を添付するとしていますが、健康診断書に記載された情報に、施設を運営する上での有意性があるとは思えません。参加企業が労働安全衛生法等を遵守しつつ、従事者の健康に配慮していればよく、施設運営に支障を来さない限りにおいて、取立て機微情報を求める必要はないと考えます。	受託した事業者が、労働安全衛生法等を順守しているのか、事業を遂行する上で必要な健康管理を適切に実施しているのか、国においても確認するため、提出をお願いしております。
33	要求水準書(案)	3	第2編 概要 第3 体制 5 資格の保有	警備業務に従事する者の5分の4以上は施設警備の実務経験1年以上の者と規定されていますが、過疎地域かつ警備業界の慢性的な人手不足が今後も継続すると想定される事から、事業期間において常時の条件を満たす事は困難です。加えて、警備業務のうち「庁舎警備」「構内外巡回警備」「中央監視システム(要求水準の総合監視卓監視と理解)」についても同様に施設警備の実務経験1年以上と規定していますが、この3つの業務で警備業務全体のボリュームの5分の4を占めており二重の規制を課す必要があるのか疑問です。慢性的な人手不足を考慮いただき、施設警備の実務経験1年以上の者が5分の4という条件を無くすことで、民間事業者に求職状況に応じた人員配置の幅を広げていただきたく検討をお願いします。	御指摘の部分について、修正しました。
34	要求水準書(案)	3	第2編 概要 第3 体制 5 資格の保有	厚生労働省(一般職業紹介状況 令和4年3月)を見ると、警備業務である「保安の職業」有効求人倍率は、5.89倍となっており、職業計の1.13倍と比較すると5倍強の差となっています。本事業に取り組むに当たり、将来的な人の確保が課題であり、現状の要求水準では業務継続に支障を及ぼす可能性があるため、「警備業務に従事する者の5分の4以上は施設警備に規定する資格の実務経験1年以上の者でなければいけない」部分を「警備業務に従事する者の2分の1以上は警備員の実務経験1年以上の者でなければいけない」等に、比率面及び条件面で緩和を検討して頂けないでしょうか。	御指摘の部分について、修正しました。
35	要求水準書(案)	3	第2編 概要 第3 体制 5 資格の保有	施設警備の実務経験1年以上が必要な業務の中に「中央監視システム」という項目がありますが、この名称が要求水準の項目にありません。要求水準で定義されている業務名称に修正願います。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
36	要求水準書(案)	3	第2編 概要 第3 体制 7 制服の着用及び身分証明書の携帯	警備業務に従事する者については「同一」の制服着用とありますが、統一感があれば男女警備員で異なる仕様を許容できる表現にしていきたい。	原案のとおりとします。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
37	要求水準書(案)	5	第3編 業務別要求水準 第1 総括マネジメント業務 2 要求水準 (2)事業内容の見直し	事業期間中に少なくとも各業務の事業内容の見直しを行うと規定されていますが、見直しに伴いコストが増額となる場合、契約金額は見直ししていただけるのでしょうか？ 将来の社会情勢や刑事政策の動向、効果検証の結果を入札時点で想定する事は不可能なため、これらの変化に応じた業務内容見直しを行う事は大事な事ですが、契約金額の増額が無いのであれば、必要な事であっても実施が難しく、お茶を濁す程度の見直ししか出来ないと思います。	原案のとおりとします。 なお、委託費の支払方法等については、実施要項等に記載のとおりです。

項	資料名	頁番号	項目	御意見	回答
38	要求水準書(案)	5	第3編 業務別要求水準 第1 総括マネジメント業務 2 要求水準 (4)運営開始準備業務	(4)運営開始準備業務に定められた8項目は全て運営開始準備期間のみの要求水準でしょうか？運営開始後にも適用される内容も見受けられますので確認です。	性質上、運営開始準備期間のみ適用されるものを除き、運営期間中にも適用されます。
39	要求水準書(案)	6	第3編 業務別要求水準 第1 総括マネジメント業務 2 要求水準 (4)運営開始準備業務	ボチ4つめ「民間事業者内部の監査的役割を果たす」ボチ5つめ「迅速な意思決定が可能となるために必要な権限を有する」と規定されていますが、喜連川及び播磨の業務委託契約書(案)を見る限り、法務省と各企業のJVで締結する業務委託契約であり、同様の契約スキームの場合、総括マネジメント業務を受託する企業とそれ以外の企業との関係は、共に連帯して、法務省と業務委託契約を締結する間柄に過ぎず、協力体制は構築するものの、企業間における指揮命令権を確立することは出来ません。協力体制の立場にある企業間において総括マネジメント業務で求められる「監査的役割」、「必要な権限」とはどのような事を想定しているのか。入札公告において具体的に示していただきたくお願いします。	原案のとおりとします。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
40	要求水準書(案)	6	第3編 業務別要求水準 第1 総括マネジメント業務 2 要求水準 (4)運営開始準備業務	6ページ11行目の協力企業等について、定義を入札公告に示してください。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
41	要求水準書(案)	7	第3編 業務別要求水準 第1 総括マネジメント業務 2 要求水準 (7)その他	(7)その他について、何を求めているのかが分かりません。「他の公サ法事業」とは何を指しているのでしょうか？	原案のとおりとします。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
42	要求水準書(案)	7	第3編 業務別要求水準 第2 施設維持管理業務 2 業務内容	「建築保全業務共通仕様書平成30年版」では、保守とは「点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。」とされており、保守の範囲は、 (1)汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃 (2)取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整 (3)ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め (4)消耗部品の交換又は補充 (5)接触部分、回転部分等への注油 (6)軽微な損傷がある部分の補修 (7)塗装(タッチペイント) (8)その他特記で定めた事項 とされています。要求水準に記載された「保守」が、上記の保守の範囲と異なる部分があるとすれば、その内容を具体的にお示しいただきたい。また、要求水準に記載された「保守」と「修繕」の違いについても明確にしていだきたい。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
43	要求水準書(案)	11~13	第3編 業務別要求水準 第2 施設維持管理業務 5 業務詳細	要所要所で記載されている「不快感を与えない」との表現は主観的であり、担当者の判断によるところが大きく、個人差があります。他の案件でも採用事例があることは認識していますが、要求性能の基準として不適切だと思います。	原案のとおりとします。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。

項	資料名	頁番号	項目	御意見	回答
44	要求水準書(案)	19	第3編 業務別要求水準 第2 施設維持管理業務 6 修繕	事業期間における「施設の劣化防止」のために、修繕として、建築物及び建築設備の一部を交換する等を求める内容となっておりますが、仮に建築設備機器の経年に伴う劣化についても、稼働時間に関わらず、法定耐用年数やメーカー・工業会が配信している「交換推奨時期」等のいずれか短い年数での機器更新を求められるとすれば、広範囲で規模の大きな工事がより頻繁に必要と理解します。 例えば、美称で現在稼働している昇降機設備は、稼働時間が少ない(全設置13機中11機は1h/月、他2機は10h/月以下)ですが、メーカー推奨リニューアルは20～25年のため、機能上の問題がなくても次期事業で更新が必要とされれば、その分の予算を積算しなければなりません。入札公告では、修繕(建築設備機器の更新)の内容として、どの程度までを事業者に求めるのか具体例をお示しいただきたい。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
45	要求水準書(案)	19	第3編 業務別要求水準 第2 施設維持管理業務 6 修繕	(1)業務概要において「被收容者が設備等を損壊することもあり得るなどの刑務所の特性を踏まえ～」と書かれ、かつ、実施要項21ページの(4)被收容者の行為に起因して発生する増加費用及び損害において、国が所有する設備、機器、備品等や建築物の損害の扱いについて明記が無いことから類推するに、建築物及び国所有の設備、機器等は被收容者の行為の内容によらず全て修繕業務の範囲と読み取れますが、受刑者の故意や重過失による損壊について、そのボリューム(費用)及び発生頻度を想定することは困難(保険会社においても故意・重過失は免責)であり、従来の実施状況において過去実績が公表されたとしても参考程度にしかありません。民間事業者が想定する事は極めて困難であり、被收容者の通常の使用の範囲を超えた損壊等は国の費用負担による修繕と入札公告で改めていただくようお願いいたします。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
46	要求水準書(案)	19	第3編 業務別要求水準 第2 施設維持管理業務 6 修繕	要求水準における「保守」、「修繕」、「大規模修繕」との表現について、その区分けや違いについて明確かつ具体的な基準を示してください。予算を積算するうえで極めて重要な要素であり、ここが曖昧であると、業務開始時に提出する長期実施計画の作成が出来ず、業務開始後の維持管理業務にも大きな支障を来します。弊社において、それらの定義は、以下のとおりと認識しており、民間事業者が実施する「修繕」までの範囲が以下の定義よりも広がる場合は次期事業への参画が困難です。 【定義】 ・建築保全業務共通仕様書平成30年版に記載がある8項目を『保守』の範囲とする。 ・製造メーカーによる部品供給があり、手持ち工具で一人で作業が行える部品交換を『修繕』とする。 ・製造メーカーが部品の供給を行えず、機器の更新、または、作業面が3.5mを超える部分に『保守』や『修繕』が必要なもの、その他『保守』や『修繕』の範囲を超えるものを『大規模修繕』とする。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
47	要求水準書(案)	19	第3編 業務別要求水準 第2 施設維持管理業務 6 修繕	宿舍棟は修繕の対象外と判断しても良いのでしょうか?「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取り扱いについて」(平成28年財務省財産管第3928号)の例によるものとする旨が記載されていますが(要求水準9～10ページ)、専有部分と区分けがあるのであればお示しいただきたい。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
48	要求水準書(案)	20	第3編 業務別要求水準 第3 総務業務 1 庶務事務支援業務 (1)文書の発受・管理 イ 要求水準	要求水準ポチ3つ目において「全ての行政文書ファイルにつき所定の情報をシステムに入力する」と記載がありますが、現状は民間が全ての行政文書ファイルをシステム入力していません。2015年頃、一元的文書管理システムが導入され、文書管理者が庶務課長から各部門の課長・首席等に変更となり、かつシステム運用上行政文書を取得した都度入力する必要が生じたため、当時の官民協働企画係と行政文書ファイルに対するシステム入力について、以下の整理が行われた経緯があります。 ①行政文書ファイル管理簿への行政文書情報の登録作業…国(行政文書取得者) ②文書受付・発議情報の登録作業…民間 ③②の情報を①に紐付けする作業…国 ④①のレコードスケジュール設定…民間 ⑤行政文書ファイル管理簿の更新作業…民間 これは業務の性質上①の業務を民間で実施する事がかえって不効率(保安区域外で勤務している庶務の民間事業者が保安区域内の処遇等に向いてシステム入力するなど)になるため、上記の業務分担で落ち着いたものであり、次期事業においても現行運用の継続といたく要求水準の記載内容変更をお願いします。	原案のとおりとします。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。

項	資料名	頁番号	項目	御意見	回答
49	要求水準書(案)	20	第3編 業務別要求水準 第3 総務業務 1 庶務事務支援業務 (2)参観・広報支援 イ 要求水準	「矯正行政の基礎知識などを一般の人にも分かりやすく紹介し、矯正行政に対する興味をを引き出す工夫をする。」との記載は、方針としては理解するものの、やや過剰な要求と思慮します。削除するか、国が適切に情報提供を行う旨、明記願います。	原案のとおりとします。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
50	要求水準書(案)	21	第3編 業務別要求水準 第3 総務業務 1 庶務事務支援業務 (3)電話交換 イ 要求水準	省人化のため、音声ガイダンス等の導入余地を残していただきたい。他の刑事施設でも導入事例があると認識しています。	原案のとおりとします。 なお、音声ガイダンス等の導入については、原案においても排除されていません。
51	要求水準書(案)	21	第3編 業務別要求水準 第3 総務業務 1 庶務事務支援業務 (4)宿日直 ア 業務内容	宿日直のア業務内容について、業務内容が書かれていません。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
52	要求水準書(案)	22	第3編 業務別要求水準 第3 総務業務 1 庶務事務支援業務 (5)その他事務支援(窓口対応、接遇)	具体的にどのような業務を想定されているのかが分かりにくいので、説明を加えていただきたい。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
53	要求水準書(案)	22	第3編 業務別要求水準 第3 総務業務 1 庶務事務支援業務 (5)その他事務支援(窓口対応、接遇) イ 要求水準	社会通念上、懇切丁寧な対応と相手に不快な印象を与えないよう留意した対応は同義です。不快な印象とは相手方が感じる事であり、民間事業者側の努力や創意工夫では完全にコントロールできないため、警備業務の一般受付の要求水準と同じ「相手方に不快な印象を与えないよう留意し」は削除してください。	原案のとおりとします。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
54	要求水準書(案)	25	第3 総務業務 5 情報システム管理業務	前述の意見と同じ内容となりますが、情報システムの整備、保守管理を実施するために必要な詳細な要件・仕様の記載がございませんので、入札参加資格を確認できた者に対して、詳細な要件・仕様が書かれた文書を貸与いただける又は閲覧できるという理解でよろしいでしょうか。また、国が整備するシステム改修の想定回数など、詳細情報をお示しいただくことは可能でしょうか。(詳細な要件・仕様書に記載されている理解でよろしいでしょうか。)	入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
55	要求水準書(案)	26	第3編 業務別要求水準 第3 総務業務 6 運転業務 イ 要求水準	本施設で使用する自動車は以下のとおり(5人乗り乗用車2台、9人乗り乗用車1台、26人乗りマイクロバス1台)の計4台と記載されていますが、現状6台で稼働しています。これはPFI事業入札時に公表された「(参考)1000名規模刑務所における標準的な自動車の整備台数と現時点における各自動車別の一般的な仕様例について」において、「(注)3 運営業務水準書では①乗用車(5人乗)2台、②乗用車(9人乗)1台、③マイクロバス(26人乗)1台の計4台を使用する旨記載しているが、その他、刑務作業実施に必要な自動車として④普通貨物自動車1台、⑤小型貨物自動車1台が必要になるものと思われる。」との記載があった事から、計6台を整備して現在に至っております。次期事業において車両台数が2台削減されますと業務に支障が出る可能性があり、入札公告までに使用台数の変更についてご検討いただきたく願います。	御指摘の部分について、自動車の整備は要求水準の範囲外となるため、具体的な台数の記載を要求水準から削除し、情報の開示において、現有車両の情報を開示するように修正しました。

項	資料名	頁番号	項目	御意見	回答
56	要求水準書(案)	26	第3編 業務別要求水準 第3 総務業務 6 運転業務 イ 要求水準	本施設で使用する自動車の中にマイクロバス(26人乗)と記載がありますが、美祿で使用しているマイクロバスは23人乗です。補助席を設置すれば26人乗りに出来ますが、道路運送車両の保安基準第22条5項「乗車定員11人以上の自動車には、大部分の窓の解放部が有効幅500ミリメートル以上、有効高さ300ミリメートル以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる」と定められているため、鉄格子のある護送車に補助席を設置することが出来ないため、2019年、当時の調査官が矯正局に確認のうえ、マイクロバスの更新を行いました。従って、マイクロバス(23人乗)に修正願います。	御指摘の部分について、自動車の整備は要求水準の範囲外となるため、具体的な台数の記載を要求水準から削除し、情報の開示において、現有車両の情報を開示するように修正しました。
57	要求水準書(案)	26	第3編 業務別要求水準 第3 総務業務 6 運転業務 イ 要求水準	従来の実施状況3. 従来の実施に要した施設及び設備において、車両の整備と更新費用の負担は国と書かれている一方、車両の維持管理は民間事業者の要求水準となっています。維持管理の範囲がどこまで含まれるのか(ガソリン代、保険費用、車検・定期点検費用、タイヤ等消耗品費用)、入札広告で示していただきたくお願いします。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
58	要求水準書(案)	26	第3編 業務別要求水準 第3 総務業務 6 運転業務 イ 要求水準	長距離護送や泊を伴う出張業務への対応について、現在、美祿で国と合意している運用条件は、「泊を伴う出張は武道大会等、国の行事に係るものに限って年4回を上限」、「護送支援に伴う運転は県内に限り、その他の要件による運転は配車時間帯(平日8:30出発～17:00帰着)で対応可能なものに限る。但し特異な事象によるものは国とSPCが協議する」と定めています。車両台数と運転手に限りがあり、物理的に全てを受けられる訳ではないため、上記のとおり上限を設定いただきたくお願いします。	原案のとおりとします。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
59	要求水準書(案)	28	第3編 業務別要求水準 第4 収容関連サービス業務 1 給食 (2)食事・飲料の給与 ア 業務内容	調理の刑務作業について、受刑者の従事を認めないとあるが、将来的に飲食店などに従事が可能で、労働需要も高い調理師の資格取得について、複数の職業訓練や教育を受けながら、調理師免許の受験要件である実務経験2年の確保が困難になるため、就労に直結する資格取得可能な訓練が実施できなくなることから受刑者にとって不利益となってしまう。 受刑者の資格取得のためにも調理の刑務作業は継続していただきたい。	御意見として承ります。
60	要求水準書(案)	35	第3編 業務別要求水準 第5 警備業務	本要求水準書のみであると、警備員の配置ポスト及び配置時間の理解が難しいと考えます。参考として現在配置ポスト及び配置時間を提供いただけないでしょうか。	入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。 なお、配置人数等については、要求水準等を満たす限りにおいて、提案によります。
61	要求水準書(案)	39	第3編 業務別要求水準 第5 警備業務 3 警備システム管理 (1)総合警備システム	要求水準にある整備方針が示されていないため、現時点で基準を満たすことができるのか不明です。入札公告の際は、記載内容に十分な工夫をしてください。	入札に関し必要と考えられる情報については、競争参加資格を有すると認められた入札参加者に対し、現地説明会等で示します。
62	要求水準書(案)	39	第3編 業務別要求水準 第5 警備業務 3 警備システム管理	本システムに関して、入札公告時には現在の配備状況(型番・個数)を提供いただけないでしょうか。	入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
63	要求水準書(案)	43	第3編 業務別要求水準 第6 作業業務 3 職業訓練 ア 業務内容	職業訓練の業務内容として「就労に結び付くものとして国が指定した職業訓練を実施する」とあるが、どのような訓練を指定予定か。国の指定による訓練であるならばそれに係る費用は国の負担で実施するべきと料する。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
64	要求水準書(案)	44	第3編 業務別要求水準 第6 作業業務 3 職業訓練 イ 要求水準	文中の(第5にて記述)の部分は誤りと思われる。正式な参照先に変更することが適当と料する。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
65	要求水準書(案)	41～45	第3編 業務別要求水準 第6 作業業務	現在、国の責任下で実施されている外部通勤や2区農場での作業(ゆりの球根事業)は、次期事業においても引き続き国にて実施される理解でよろしいでしょうか。入札公告までに明確化いただきたい。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。

項	資料名	頁番号	項目	御意見	回答
66	要求水準書(案)	48	第3編 業務別要求水準 第7 教育業務 1 教育企画業務 (5) 刑執行開始時及び釈放前の指導 イ 要求水準	(5) 刑執行開始時及び釈放前の指導の項目の最後の行に「刑執行開始時及び釈放前の指導」とあるが誤記ではないか。 以下続く文章があれば訂正願いたい。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
67	要求水準書(案)	48	第3編 業務別要求水準 第7 教育業務 1 教育企画業務 (6) その他教育企画 イ 要求水準	(6) その他教育企画 ア業務内容について「国が、刑執行開始時及び釈放前の指導を実施できるよう」とあるが、「国が」ではなく、「民間が、刑執行開始時及び釈放前の指導を実施できるよう」と記載すべきではないか。	「刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令」(平成18年法務省矯正訓第3312号大臣訓令)に基づき、国が実施する刑執行開始時及び釈放前の指導の実施に必要な外部講師の手配・連絡調整を実施していただきます。 (5) 刑執行開始時及び釈放前の指導については、要求水準書(案)に記載のとおり、国が実施する指導に加えて実施していただきます。
68	要求水準書(案)	48	第3編 業務別要求水準 第7 教育業務 1 教育企画業務 (6) その他教育企画 イ 要求水準	(6) その他教育企画 イ要求水準について「外部講師の手配に当たっては、指導の効果を上げる人材を提案し」とあるが、冒頭に「民間が実施する刑執行開始時及び釈放前指導の」を追記すべきではないか。	御指摘の部分について、修正しました。 なお、「刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令」(平成18年法務省矯正訓第3312号大臣訓令)に基づき、国が実施する刑執行開始時及び釈放前の指導の実施に必要な外部講師の手配・連絡調整を実施していただきます。
69	要求水準書(案)	48	第7 教育業務 2 図書管理業務	現在の事業において電子書籍は対応できておりませんが、次期事業において電子書籍を整備する場合、詳細な要件・仕様をお示しいただくことでよろしいでしょうか。	要求水準等を満たす限りにおいて、提案によります。
70	要求水準書(案)	48	第3編 業務別要求水準 第7 教育業務 2 図書管理業務 イ 要求水準	図書管理業務内に「図書の検索、貸出し・返却の管理が行えるシステムを構築」とあるが、システムの構築は総務業務の業務範囲にも記載があるため、教育業務の要求水準には不要と史料する。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
71	要求水準書(案)	49	第3編 業務別要求水準 第8 医療業務 1 健康診断業務	現行事業では、記載の11項目以外にも実施している項目あり。 次期事業では、記載の11項目以外は不要との認識で良いか。	11項目だけでなく、40歳以上の被收容者を対象とした特定健康診査項目等がございますが、詳細は実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
72	要求水準書(案)	50	第3編 業務別要求水準 第8 医療業務 1 健康診断業務	健康診断に含まれる検体採取を除き、突発的に検体接種が必要と判断された場合は健康診断ではなく診療行為と判断出来るため、現行通りセンター診療所(美祢市)が実施すべきと史料する。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
73	要求水準書(案)	50	第3編 業務別要求水準 第8 医療業務 1 健康診断業務	現行は、必要に応じてセンター診療所で結核菌の感染を調べる検査を実施。健診業務ではなく診療行為の領域と史料する。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
74	要求水準書(案)	50	第3編 業務別要求水準 第8 医療業務 2 外部医療機関との連絡調整、レセプト審査	現行事業では国(美祢市)が実施している。事業者は「收容者が外部の医療機関を受診するための連絡調整業務」を実施している。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
75	要求水準書(案)	50	第3編 業務別要求水準 第8 医療業務 3 医療設備の維持管理・更新	医療機器の更新を行うとありますが、更新費は別途請求出来るのでしょうか。また別添「医療機器一覧」内には外来診察が含まれていますが、外来診察分の機器の維持管理・更新業務も含まれるのでしょうか。	医療機器の更新費は委託費に含まれております。 後段については、誤記のため修正しました。

項	資料名	頁番号	項目	御意見	回答
76	要求水準書(案)	50	第3編 業務別要求水準 第8 医療業務 3 医療設備の維持管理・更新 ア 業務内容	内科、外科、婦人科、精神科、歯科の診療設備として別添「医療機器一覧」に掲げる機器を整備し、適正な保守・点検を行うとともに、必要に応じ所要の滅菌や清掃等を行うことにより正常に使用できる状態を維持する。 ⇒下線箇所、保守対応としては可能。ただし日常業務の中では看護師が行う業務と史料する。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
77	要求水準書(案)	50	第3編 業務別要求水準 第8 医療業務 3 医療設備の維持管理・更新 イ 要求水準	フルメンテナンスの定義および範囲を明確にすべき。消耗品の対応等も明確にしておく必要があると史料する。	入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
78	要求水準書(案)	48～51	第3編 業務別要求水準 第8 医療業務	前提として、現行事業では診療所の運営(医師・看護師・薬剤師による診察や指導、薬剤・診療材料の調達等)は、国(美称市)が実施し、診療所の診察支援(診療名簿作成・センター生の診察への誘導等)を事業者が実施しているが、次期事業も同様とする前提として、その記載が必要と史料する。	原案のとおりとします。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
79	要求水準書(案)	48～51	第3編 業務別要求水準 第8 医療業務	現行の業務仕様書にある、診察支援業務・健康増進に関する対応・医療廃棄物回収業務の記載なし。記載すべきと史料する。	原案のとおりとします。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
80	要求水準書(案)	52	第3編 業務別要求水準 第9 分類事務支援業務 2 審査関係事務支援 イ 要求水準	「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令」に係る文書作成について、業務一連の効率性を鑑みると受刑者の審査を行うのは国の業務であるので、個人情報の取扱が煩雑にならないよう、審査に伴う文書作成は国側が対応し、民間側は社会復帰支援により重点を置くなど業務分担を整理することが適当と史料する。	御意見として承ります。
81	実施要項(案) 別添 従来の実施状況に関する情報の開示		3 従来の実施に要した施設及び設備	テーブル、パソコン機器、電話・ファクシミリ、コピー機、シュレッダー、ホワイトボード、電卓、台車、作業台、ロッカー、書棚・キャビネット、文書保管庫及びこれらに係る消耗品は国が整備する。」と明記されていますが、電話料金やインターネット回線利用料・プロバイダ料金(いずれも業務目的で民間事業者が持ち込んだものを除く)は国、民間どちらの費用負担になるのでしょうか。また、コピー用紙は国負担と解釈できますが、パフォーマンスチャージ(いわゆるカウンター料金)は国、民間どちらの費用負担になるのか入札公告で明記願います。	原案のとおりとします。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
82	実施要項(案) 別添 従来の実施状況に関する情報の開示		3 従来の実施に要した施設及び設備	表の中に「整備・更新費用の負担」の欄がありますが、これは次期事業において、「国」と記載があるものは国の方で整備、更新費用を負担する、民間事業者と記載があるものは民間事業者にて整備、更新費用を負担するという理解でよろしいでしょうか。その理解で認識齟齬がない場合ですが、例えばノートPCは国が担当になっていますが、機器の調達から導入・設置・設定など全て国の方で対応するというのでしょうか。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
83	実施要項(案) 別添 従来の実施状況に関する情報の開示		3 従来の実施に要した施設及び設備	購入年月、設置場所、物品名称などのみならず、型式の情報も開示して頂けないでしょうか。また、設置場所と物品名称が同じで購入年月だけが異なる物件が複数あります。型式が分かりませんので定かではありませんが更新前後(開所時に整備したものと事業途中で整備したものと推測します)の機器が含まれているのでしょうか。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
84	実施要項(案) 別添 従来の実施状況に関する情報の開示		別紙(1)業務分担表 2 総務業務	「その他情報システム管理」が今回入札後、民間から国へ移管されますが、「その他情報システム管理」とは具体的に何のシステムでしょうか。一つ目の意見と同様に、入札参加資格を確認できた者に対して、文書を貸与いただける又は閲覧できるという理解でよろしいでしょうか。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。

項	資料名	頁番号	項目	御意見	回答
85	実施要項(案) 別添 従来の実施状況に関する情報の開示		別紙(1)業務分担表 5 教育業務	特別改善指導について国の業務とされているが、第一期開始時より継続して民間事業者が実施しており、専門有識者による監修と効果検証を元に、事犯そのものだけでなく、その背景課題を扱うプログラム内容への改訂実績や対話型のプログラム構成に繋げるなど、民間独自のノウハウが積み重ねられている。 薬物依存離脱指導においては、R1指標が付された全対象者に90分全12回の指導を実施しており、地域の社会資源(精神保健福祉センターやDARC、NA等)と相互に連携し、再犯防止の観点から講話やミーティング体験を取り入れる等、充実した実施内容を展開している。また、プログラムと連動し、社会復帰後の生活を見据えたカウンセリング・フォローアップ面接を必要性に応じて行い、その数は年間約20件を超える。交通安全指導、被害者の視点を取り入れた教育においても、同様に手厚い実施体制を敷いている。以上のことから、次期事業においても特別改善指導は民間に委託することが適当と料する。	御指摘の部分について、修正しました。
86	実施要項(案) 別添 従来の実施状況に関する情報の開示		別紙(1)業務分担表 6 医療業務	従来の実施状況に関する情報(別添)と要求水準書の記載に乖離あり。 ・別添5 従来の実施方法等 別紙(1)業務分担表 6 医療業務 大項目:医療 中項目:常備薬の管理 小項目:常備薬の管理 業務細目:常備薬の整備・保管 →現行事業・今回入札後ともに「落札事業者」だが、現行事業では「国(美祢市)」であり、薬剤管理には薬剤師が必要となるため要求水準書通り業務分担から削除すべきと料する。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
87	実施要項(案) 別添 従来の実施状況に関する情報の開示		別紙(1)業務分担表 6 医療業務	従来の実施状況に関する情報(別添)と要求水準書の記載は正しいが、現行事業との乖離あり。 ①大項目:医療 中項目:各種連絡調整/レセプト審査 小項目:外部医療機関との連絡調整 業務細目:診療所運営時の連絡調整 →センターの診療所へ診察のため依頼する外部医療機関への連絡調整は、現行事業・今回入札後ともに「落札事業者」だが、現行事業では「国(美祢市)」が実施している。要求水準書および業務分担から削除すべきと料する。	実施要項等に記載のとおりです。 なお、入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。
88	実施要項(案) 別添 従来の実施状況に関する情報の開示		別紙(1)業務分担表 6 医療業務	②大項目:医療 中項目:医療関係事務 小項目:医療関係事務 業務細目:自己負担診療の引き落とし手続 →現行事業・今回入札後ともに「落札事業者」だが、現行事業では「国(美祢市)」が実施している。要求水準書および業務分担から削除すべきと料する。	御意見として承ります。
89	実施要項(案) 別添 従来の実施状況に関する情報の開示		別紙(1)業務分担表 6 医療業務	医療業務の業務分担表には常備薬の管理とありますが、要求水準書には記載がありません。今後、要求水準書に記載されるのでしょうか。	御指摘の部分について、誤記のため修正しました。
90	実施要項(案) 別添 従来の実施状況に関する情報の開示		別紙(2)業務等の参考数値 5. 健康診断の実施状況	現在、女性受刑者も収容されているようですが、婦人科検診(子宮頸がん及び乳がん検診)の受診人員も開示して頂けないでしょうか。また、入所時健康診断の受診人員は284とありますが、入所者全員を実施されているのでしょうか。	入札に関し必要と考えられる情報については、入札説明会等で説明します。なお、後段については、「業務等の参考数値」で令和3年度の入所者数を開示しております。
91	実施要項(案) 別添 従来の実施状況に関する情報の開示		別紙(2)業務等の参考数値 6. 外部病院の受診状況	6. 外部病院の受診状況において入院件数など右肩下がりになっていますが、収容者数が減少したからなのでしょうか。	増減の要因について、一概にお答えすることはできません。

項	資料名	頁番号	項目	御意見	回答
92				<p>今回、契約書(案)の公表はないが、契約書(案)に対する意見聴取も実施すべきと史料する。  ・参考として「喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センター」における業務委託契約書(案)を確認したが、同等となる予定か。以下につき「美祢社会復帰促進センター」における業務委託契約書(案)を確認したい。</p> <p>→①「連帯債務」(喜連川・播磨 第5条)  →②「モニタリングと委託費の減額」  (喜連川・播磨 第38条および別紙4)  →③「委託費の支払」(喜連川・播磨 第40条および別紙5・8)  →④「収容人員の変動に伴う委託費の改定」  (喜連川・播磨 第44条および別紙5)</p> <p>④収容人員の変動に伴う委託費の改定については、スタッフの配置人員と収容人員の変動に必ずしも相関関係があるとは限らないため、確認が必要と考える。</p>	<p>契約書(案)は入札公告時に提示します。</p>

※今回の意見公募手続に付した「刑事施設の運營業務民間競争入札実施要項」の案の内容に関する御意見のみ掲載しております。